

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

1 開催期日等

(1) 日 時 令和2年9月16日(水) 午前10時30分から正午

(2) 場 所 静岡庁舎 新館8階 市長公室

(3) 出席者

・委員長 《小長谷副市長》

・委員 《総務局長、財政局長、葵区長、駿河区長、清水区長、
保健福祉長寿局長、子ども未来局長、都市局長、
上下水道局長》

・部会員 《総務課長、政策法務課長、人事課長、税制課長、納税課長、滞納対
策課長、福祉債権収納対策課長、介護保険課長、清水病院事務局医
事課長、幼保支援課長、住宅政策課長、静岡会計課長、お客様サー
ビス課長》

(4) 報道関係者 静岡新聞社

2 主な意見等

(1) 【報告】令和元年度 主要債権における収入未済額の状況について

資料1-1、資料1-2、資料2

⇒意見なし

(2) 【報告】債権管理ヒアリング実施結果について

資料3-1、資料3-2

委員長

ただ今の説明につきまして、ご質問をお願いします。

主要8債権については、全てのものについて頑張ってくださいしていますが、それ
以外の、生活保護返還金や母子父子寡婦貸付金違約金のところでいろいろ問題課
題があると指摘があったと思いますが、いかがでしょうか。

財政局長

債権管理委員会を持っている所管局として、主要8債権だけでなく、いろいろな
ところで新たに発生した債権についても皆さん一生懸命債権回収していると思
う。国民健康保険料は、組織を改編したが、税金も区役所の税務課から税務部局

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

に事務を移管して体制を入れ替えてやってきたことがこの結果につながっていると思うので、組織の改編もにらみながらやっていく、課を作るまでも無く、係を立ち上げることで意識も変わるし、課の中での債権管理に対する組織の考え方も見えてくる。組織改正の中で、厳しい人員体制の中ではあるが、そういった見直しも皆さんのほうで行ってもらえればそれなりの効果が出る。かける人件費と債権の徴収効果を十分検討しながらでないといふ人員増が中々見込めない厳しい状況だが、組織改編も一つの方策だと思っておりますのでご検討いただきたい。

委員長

福祉債権収納対策課ができたことが大きいと思う。課長の意見を聞きたい。

福祉債権収納対策課長

区からただ集約して人数を集めたのではなく、市税で成果をあげている取組を積極的に取り入れたことが大きいと思っている。

委員長

強制徴収できる債権であるということで、税が参考になるということか。

福祉債権収納対策課長

はい。

委員長

財政局長からもお話がありましたが、国民健康保険料など体制が整っているところは成果が出ているが、そうでないところの日常の業務がある一方で、関係する債権の回収業務を行うということについては、なかなか忙しい中で収入未済額が増加している、どうしても見過ごしてしまうという状況もあるとは思う。しかし、徴収すべき債権であるので、是非どのような体制で徴収したらいいか、体制をどのように整えたらいいか是非検討して今後も債権の積極的な回収をお願いしたい。

(3) 【報告】 債権回収に関する方策（主要債権）

資料4

委員長

主要8債権の徴収方法、手続きについて説明があったが、今までの伝統的な口座振替が低減傾向で、コンビニ収納等がそれぞれ増加している。私の感覚だと口座振替の方が便利かと思うのだが、1回1回納めに行ってもらおうコンビニ収納がなぜ増えているか。原因は何か。

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

若い人が、口座振替で自動的に引き落とされるよりも、1回1回自分の意志で納める方法、それを身近なコンビニでできる、その方が重きをおかれているということなのか。

それについて、想像・感覚でも良いので、事務局として考えはあるか。

滞納対策課長

詳しい分析はしていないが、例えば口座振替の場合、固定資産税では、代が変わって名義が変わると、もう一度口座振替の手続きをしなければならない。特に若い方は、勝手に引き落とされるよりも、自分の管理で納めたい、という気持ちもあるだろうし、コンビニによっては、自分の持っているカード、キャッシュレス決済で、場合によってはポイントが付く、そういう特典もある。一番の点は、24時間納められる。若い方は、地方銀行・都市銀行を使わずにインターネット銀行を使う方も増えているが、市税の収納については一般的な銀行しか取り扱っていない。そういった理由もあるのではないか。

総務局長

今の話に関連して、9月議会の質問の中で、キャッシュレス決済の話が出てきた。そうした話や、新しい総裁からデジタル庁の話が出ている。今回の説明の中では、各納付方法が横並びになっていて、その中でできるものを進めてほしいという話であると思うが、債権管理（委員会、係）として、キャッシュレス決済導入について全体として進めていこうという方針を作る・出す考え方はあるか。

事務局

現在委員会としてのしっかりした方針は持ってはいない。先ほどの資料、マトリックス表の中でもあったが、今年度から新たに電子マネー決済を始めた所管課もある。そうでないところもある。そういったものについては、ヒアリングの中で、できるだけ納付機会の拡大が図られるよう、事務局から提案、他の所管課で実施しているものも紹介し、できるだけ新たな導入に向けて検討していただくようお願いしているところである。

財政局長

今回議会質問が出ているのは、窓口でのキャッシュレス。

税の方で言うと、当然一番のキャッシュレスは口座振替。それを進めるのが基本にあると思う。

ただ先ほど滞納対策課長も言ったように、今の若い人達は、市が口座振替の設定ができない銀行で預金を持っている場合は、もう致し方なく納付書扱い、納付書ができなければそれを使って、銀行に行くのではなくコンビニ収納とか、キャッシュレス…

支払の方法の多様性に対応しなければならないという中では、すでに方向性とし

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

では実際モバイルレジだとかラインペイとか、今後はペイペイも導入するという
ことで、ある程度時代に合わせたものをしていくという中ではあるが、基本的
に一番効率的で経費的に安いのは口座振替、これが基本だと思うので。

それから、税の方では、事業者として特別徴収をすすめていただくということで、
納付書ではない一括で納めてもらうこともやっていく。

色々な方法を使ってやっていく中で、その中の一つとして新たな支払方法でやっ
ていく。

多様な支払方法の検討というのは、何が一番効率的なのかを考えながらやってい
くべきだということ間違いのないと思う。各債権管理者においては、多様な支払
方法を検討していただき、この場で共有していただきたい。

滞納対策課長

補足させていただく。今、両局長からお話いただいたが、今議会でキャッシュレ
ス決済について質問を頂いている。会計課の方でも、市全体の窓口等のキャッシ
ュレス決済も含めて動向調査を始めていただけると聞いている。

また、本日組閣される内閣でも、デジタル庁、デジタル担当大臣が設置されるこ
うことで、今後総務省を通して各自治体にキャッシュレス等のデジタル化の推
進力が高まってくることも考えられる。

新聞報道等でも、総務省や全国銀行協会では、自治体納付書に全国銀行協会共通
のQRコードを印刷して、銀行も業績悪化で苦しんでいる中で、窓口業務等を圧縮、
効率化したいという動きもある。色々な情報が入ってくる中で、債権管理委員会
としても情報収集に努めて、委員会の場で共有したい。

総務局長

デジタル庁とかができてくると、法改正や制度の見直し等も含めてキャッシュレ
ス決済、電子化も進んでくると思う。いろいろな社会的要請・枠組みがキャッシ
ュレスに向かって進んでいこうという感じがするので、バラバラではなく、
市全体の統一的な方針・考え方がまとめてあった方が良いのではないかという感
じがする。

委員長

今話があったように、現時点ではデジタル化の方向で国が大きく舵を取るという
こと。そういった動向を注視して、現状の対処療法的な、収納手段の多様化とい
うことの中で、デジタルということも含めて検討していただいているという状況
かと思う。

ある程度国の考え方・方向性が出たら、その時点で、この委員会の場も含めて、
今後オール静岡市としての方向性についてご議論いただくこともあるかと思う。
当面、情報収集等を継続していただくということで良いでしょうか。

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

上下水道局長

今の話と関連して、水道料金を今回値上げするという中で、利便性の向上という面から、電子マネーの導入を6・7月から始めている。その中で、利便性の向上はあるが、収納の拡大に繋がるかどうかという中で、電子マネーというのは、コンビニ収納の代わりにこちらに移るということになって、あまりそれによって収納率が高まるかどうか、というところに問題がある。クレジットとの関係についても、多分クレジットをする方というのは、口座振替をやられていた方がクレジット払いに代わるということにすると、手数料が口座振替の方が半分位ということもある。

今後、利便性の向上に重きを置くのか、納付拡大に重きを置くのか、というところについても議論をお願いしたいと思います。

委員長

色々な議論があるが、市民目線から見て何が一番利便性が高いかというところを配慮しなければならない。そうすると、若干、経費がかかってしまうのはやむを得ないところもある。

そういうところも含めて今後議論をしていく必要がある。

(4) 【報告】 令和2年度 債権管理委員会研修実績

資料5

委員長

受けている職員の評判はどうか。

事務局

特に、弁護士の先生の講義がわかりやすいという意見がある。来年度以降も実施していきたいと思う。

委員長

個々の職員のスキルアップが全体的な債権徴収力の向上に結び付いているということだと思うので、引き続き基礎的なものから専門的な部分まで広範囲にわたって多くの職員の参加ができるよう機会を設けていただきたいと思います。

(5) 【審議】 主要債権における滞納整理強化期間実施計画について

資料6-1

委員長

それでは、資料6-1、3頁から5頁の実施計画書に記載の順で各委員から説明

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

をお願いします。

財政局長

私から市税における滞納整理強化期間の取組について、ご説明いたします。市税では、滞納整理強化期間を11月と2月の2回に分けて設けておりまして、取組内容につきましては、現年度分と滞納繰越分に分けてありますけれども、主に現年度分を担当する納税課及び清水市税事務所、滞納繰越分を担当する滞納対策課と役割を分けて実施内容を記載してあります。初期対応が主となる納税課及び清水市税事務所については、年間事務スケジュールに基づきまして、一斉文書催告や財産調査等を実施するとともに、さらに、1回の期間内に2回やりますけれども平日の夜間電話催告及び納税相談を2日、日曜昼間の休日電話催告及び納税相談を1日実施いたします。また、滞納繰越分を担当する滞納対策課におきましては、重点実施項目が計画された事務スケジュールに則り、滞納整理を実施いたしますが、期間中、毎週火曜・木曜の2日間は3時間ずつの時間外勤務とし、電話、臨戸による催告、調査等を行います。そのほかに、期間中の差押不動産の公売ですが、例年は入札希望者を会場に集め実施していましたが、今年度はコロナ禍での実施となりますので、3密を避けるため、郵送による受付期間を設定した入札を実施します。初めての試みなので実施状況を検証し、次回の公売につなげていきたいと考えております。コロナ禍の中、滞納者の生活状況の把握に努めながら、これらの滞納整理強化期間における施策を実施してまいりたいと思っております。市税における滞納整理強化期間の取組につきましては、以上となります。

保健福祉長寿局長

保健福祉長寿局では、国民健康保険料ほか全部で3つの債権を所管しております。まず、2段目の国民健康保険料でございますけれども、実施期間につきましては、11月から12月に設定しました。現年分に関する取組ですが、平日の昼間に電話が繋がらない方が6割位おりますので、その様な方に対し、期間中、火曜日と木曜日の17時から20時の夜間に電話の催告を、11月29日の日曜日には終日の窓口相談を行いまして、自主納付を促します。また、口座振替未加入者に対しましては、ペイジー口座振替受付サービス等による加入勧奨の強化をすることによりまして、納期内納付を推進いたします。滞納繰越分に関する取組ですけれども、現年分と同様に夜間の電話催告、休日の納付相談を行います。また、冬のボーナスを踏まえまして、現年1期分を下回る少額分納の事案に対し、増額の折衝を行ってまいります。

期間中における実施目標を、滞納処分100件、処分停止50件、口座振替加入件数170件、分納事案の増額80件と設定しております。これらを達成することによりまして、現年度分は、コロナウイルスの影響により収納率の向上は見込めないと予測されますが、滞納繰越分につきましては、12月末時点で、前年同月比で

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

1.5ポイント以上向上することを見込んでいます。次に介護保険料でございます。実施期間につきましては、11月から1月までの3か月間を設定しました。現年分に関する取組ですが、まず、介護保険課におきまして、一斉文書催告を2回、夜間電話催告を3回実施いたします。また、3区の高齢介護課におきまして、電話催告を3回実施いたします。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への保険料の減免を実施したことなどの影響によりまして、近年減少傾向にありました普通徴収の対象者が増加しているため、相手方の状況に配慮するとともに早期催告に注力をしていきたいと考えております。次に、滞納繰越分に関する取組ですが、まず、長期滞納者や分納不履行者への催告として夜間電話催告を3回、財産調査を1回実施いたします。また、全滞納者への一斉文書催告を1回実施いたします。さらに、介護保険課と清水区高齢介護課に配置しております保険料徴収員による長期滞納者などへの催告を15日間実施いたします。最後に実施目標ですが、普通徴収保険料の期間中における収納率を前年度より若干上昇させ、現年分は33.27%、滞納繰越分は5.18%と設定しました。また、催告実施による納付約束件数として電話催告は230件、徴収員による催告は75件取り付けることを目標としております。次の頁の市立清水病院の診療収入等ですけれども、実施期間につきましては、10月から2月までの年金支給月である10、12、2月の3か月間を設定いたしました。現年分に関する取組ですけれども、未折衝の滞納者及び分納不履行者に対して折衝機会を得るために、職員及び徴収員による夜間自宅訪問催告及び休日自宅訪問催告を行います。滞納者の留守により折衝機会を得られなかった場合は、夜間電話催告や文書による催告を行います。次に、滞納繰越分に関する取組についてですけれども、現年分と同様に行います。期間中における実施目標を夜間自宅訪問による催告8回、休日自宅訪問による催告2回、夜間電話による催告3回としまして、これを実施することにより、効果として期間中収納率は、前年度から若干上昇して、現年分は41.32%、滞納繰越分は13.75%と見込んでいます。また、滞納整理強化期間中に支払督促を活用した取組を実施しまして、事前通知に対し無反応な滞納者には、簡易裁判所に支払督促の申立てを実施する予定です。以上です。

子ども未来局長

同じく4ページの中段、債権名は、保育所保育料、こども園使用料です。今年度の滞納整理強化期間ですけれども、例年と同様に冬のボーナスを見込んで11月から12月、それと園児が卒園する前に対応することができるようにするために来年2月から3月の2回としています。次に取組内容ですけれども、現年分につきましては、幼保支援課と各区子育て支援課職員が協働して取組んでまいります。11月、2月ともに2点の取組をいたします。一つ目は夜間電話催告で、これは就労している保護者が多いため、通常の午後7時までの電話折衝では連絡がつかない

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

いということがありまして、この実施期間につきましては、時間を延長して実施をいたします。もう一つは保護者に折衝する機会を確保するために、職員がこども園等に出向きまして園長同席のもとに保護者に対して納付相談を行い、納付を促してまいります。次に滞納繰越分につきましては、幼保支援課の方で対応いたしまして、取組内容は現年分と同様でございます。また、「目標」、「見込まれる効果」ですが、ここに記載のとおり現年分は15%、過年分4.7%ということで期間中収納率は昨年度実績を基に設定いたしました。また、各「目標件数」につきましては、夜間電話折衝による完納・分納約束件数を110件、園との連携による分納等の約束件数を10件と設定いたしました。この件数につきましては、昨年度の実績を下回ることとなりますが、これは昨年10月より開始されました「幼児教育無償化」によりまして、対象者の数が変わってきていることから、それを考慮しましてこの件数を設定いたしました。コロナの影響等があるかと思いますが、概ね前年度実績と同様の効果があると見込んでおります。説明は以上です。

都市局長

都市局です。4ページ最下段になります。住宅政策課が所管します「市営住宅使用料」について説明します。はじめに、実施期間ですが、令和2年11月1日から令和3年1月31日までとしております。次に、期間中の取組についてですが、住宅政策課では、現年分と滞納繰越分に対し、共通の取組を6つ実施します。1つ目は納期限到来後の速やかな電話催告及び納付指導、2つ目は電話催告に応じない者に対する文書催告、3つ目は月3回、計9回の夜間電話催告、4つ目は期間中1回の休日納付相談、5つ目は居住実態等の現地調査、6つ目は明渡訴訟の提起等の法的措置、以上6つの取組となります。期間中の実施目標についてですが、期間中における現年度と滞納繰越分の合計収入率を目標とし、前年度同期間中の実績並みの23.40%としました。以上です。

上下水道局長

5ページをお願いいたします。所管の債権は水道料金と下水道使用料です。強化期間ですけれども、記載のとおり、それぞれ実施いたしますが、特に夜間電話催告につきましては、新たな取組として11月に実施いたします。続きまして、取組内容ですけれども、はじめに、現年度分の未収債権の早期回収に関するものについてが2点。1点目は累計2期以上の滞納者に対する給水停止業務、2点目は電話催告の実施になります。強化期間として、特に給水停止業務においては、未納分の支払いをもって終了するのではなく、今後、滞納することのないよう自主納付につなげるよう納付指導を強化していきたいと考えております。次に、滞納繰越分の未収債権の縮減に関することについては4点。1点目は転居催告についてです。令和元年10月から令和2年3月までに市外へ転居した使用者で、水道料金等の未納が残っている者に対し、通知書及び納付書を送付する催告の実施に

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

ついて、9月30日に送付いたしまして、発送と併せて電話催告も実施していく予定です。2点目は過年度1期催告で、平成26年度から30年度までにおいて1期末納が残っている者に対し、催告書及び納付書を送付するものです。11月に送付し、発送と併せて電話催告を実施していく予定です。3点目は法的措置を見据えた対策で、長期滞納者に対し、電話折衝、文書催告で納付を促し、なおも納付に対する意識が希薄であるなど悪質な案件につきましては、臨戸訪問、現地調査を実施の上、可能なものについては、支払督促の申し立てや差押えといった法的措置を実施するための手続きに移行します。4点目は文書催告をもっても反応がなく、日中電話をしても連絡がとれない者につきましては、夜間電話催告を実施し、納付折衝をしていくもので11月に4回の実施を予定しております。最後に、見込まれる効果につきましては、転居催告につきましては、市外への転居者を対象としており、追跡が困難であることも想定されますが、昨年度の収入率を上回る31%を、過年度1期催告につきましても同様に54%を、法的措置を見据えた長期滞納者への取組につきましても、同様に10%を目標値としました。説明は以上です。

委員長

ただ今の説明につきまして何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

総務局長

前回の債権管理委員会の最後のところで話題になったのが、コロナの影響を受けて債権債務は厳しい関係の中にあるけれども、市民に寄り添ってどういう形で債権の管理をしていくのかが課題になっていて、資料6-2がその内容になっていると思う。特に2頁目がその答えになっていると思いますが、一番右の債権管理の方針としては厳しい中ではあるけれども、1番から14番については、今までどおり実施していきますということだと思いますが、最後の「債務者からの納付相談」についての対応が前回のところで何とか融通がきくとか可能性のある部分という感じがするが、記載方法がそれぞれの債権について「平常時よりも丁寧」ということで※1とか※2が付いているところは徴収猶予とか減免申請へ導く場合もあるということで、多少そういう部分が出てきていますが、それ以外のところについては、※3は若干そういう部分があるのかもしれないですが、「平常どおり」とか、「平常時どおり丁寧に対応」とか、「平常時より丁寧」という言葉の意味もよく分かりにくいところもある。その辺はもう少し債権管理の方針としては、踏み込んだコロナを意識した表現はないのか。「平常時どおり丁寧」というのは通常から丁寧にやっているからそのとおりですよ、ということだと思うが、コロナを意識した最終的な反応としてはちょっと冷たいとか、あまり反応していないんじゃないかという印象がある。

事務局

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

ご指摘のとおり確かに記載については統一されていない部分があるんですが、私どもが考えている「丁寧な対応」については、債務者と折衝する際、相手に資力が無いこと、感染症の影響で収入が減少していることなどを確認した場合には、既存制度ないし特例制度の徴収猶予、履行延期、減免等の緩和策を案内するなどして、平常時どおり相手の状況に耳を傾けながら対応すること、ということの方針として整理させていただきました。

委員長

それは国から何か考え方が整理されて話があったということか。

事務局

具体的にそういったものは示されておりません。

総務局長

いろいろ債権債務の関係ですから難しい部分があると思いますが、今、お話のあったそれぞれの債権ごと個別にあらうかと思うんですけども特例が設けられているとか、そういうことがあるならば少なくとも「平常時どおりの対応」とか、「平常時より丁寧」といったことではなくて、具体的にコロナを意識してどういう対応をしてくれるんだというのが方針の中で全体として示しておかないと何となくコロナがあらうと何がなかろうと債権管理については今までどおりですよ、という結論に取られかねないものですから、若干そこは血のかよった表現を使われた方がいいような気がします。以上です。

委員長

事務局。滞納対策課長、何かご発言がありそうな。

滞納対策課長

表現が拙く申し訳なかったですが、市税の場合ですと統一した方針というか総務省からの通知で今回は特例制度ができましたので納税者の実態をしっかりと確認した上で適切な制度運用に努めていただきたいという通知がきてますし、先般、副市長によく出ていただいている県個人住民税徴収対策本部会議、こちらは8月の会議がコロナで延期になってしまったが、そちらの担当者から県内の各自治体に対して滞納整理強化期間は例年どおりお願いしたいが、もちろんコロナの感染状況に応じて、先ほど申し上げたとおり、適切な制度運用に努めるとともに地域の実情に応じた滞納整理を実施してほしいということで依頼がございましたので、徴収部門に関しては、それを十分意識して行っていくつもりでございます。

委員長

時間も限られておりますので、このことについては私も前回、市民に寄り添った対応を是非、と申しました。今、総務局長からお話がありましたように徴収率の向上というのは一つの大きな目標であります、それを何が何でもということではありませんので市民に寄り添って丁寧なご説明をして、これが従前どおりかど

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

うか、いろいろニュアンスの問題もあるけど、いずれにしても緊急事態宣言解除後も、ある意味では経済状態が厳しくなっているという状況があるから現時点でも厳しく生活されている市民の方がいらっしゃると思いますので丁寧にご説明申し上げて市民の皆さんに寄り添った滞納整理、そしてできるだけ徴収率の向上と二律背反するようなことではありますけれどもバランスを取った対応を。何が何でも徴収率を上げるためにがむしゃらにやるのではなくて、その辺は特段のご配慮を引き続き取っていただくのがいいのかなと思いますので、是非そういうことでよろしくお願ひしたいと思っております。

(6) 【審議】

準主要債権の創設について

資料7

委員長

「主要債権」は着実に収入未済額を減らしてきた一方、資料2の上位を占める「その他債権」がある中で、それらを第2グループとして「準主要債権」を創設するとの提案がありましたが、各委員からご意見がありましたらお願いします。

葵区長

一つ質問をしたいのですが、「準主要債権」という考え方としては非常にいいと思うんですけど、特に生活保護の徴収金も入っておりますが、「準主要債権」としたときに、その後どのような扱いをするのか。そのあたりの説明をお願いします。

事務局

目標として掲げておりますのは、まずは収入未済額の縮減ですね、そのための方策として、所管課におかれましては、滞納整理強化期間での取組や中長期計画による目標収入未済額の設定、併せてそれらについて債権管理委員会で報告していただく、事務局の働き掛けとしては、滞納整理のトップランナーである市税や国保料の滞納整理に関するノウハウの情報共有、現年度分の早期回収に向けた指導ですね。督促、定期的な催告といったことについて考えております。

委員長

主要8債権に準じた取扱いをしたいということだと思いますが。はい、葵区長。

葵区長

はい、分かりました。一点ですね、特に生活保護の債権ですが、毎年膨らんでいる

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

ことと、監査(委員事務局)からも指摘されている。そういった中で相手が保護者ということでケースワーカーが当たりながら葵区でいえば一人債権の担当がいて定期的に催告を出して必要に応じてケースワーカーと連携しながら債権管理を行っているのが状況ですけれども、債権に特化したやり方というのは人が薄いというところがあります。そういう中で徴収の専従体制と言いますか、福祉債権収納対策課ができて保険料などはそちらへ行って収納率が上がっているということがあります。そういったことについては、この債権についてお考えがあるかどうかお聞きします。

事務局

葵区長がおっしゃられたように今、市税ですとか国保料については、福祉債権収納対策課といった先例がございます。ですから、即効薬と言いますか、抜本的に組織改正をすれば滞納整理が進むとは考えておりますが、まずは所管課で、確かに人員が薄いという問題もございますが、所管課の方で滞納整理を進めていただきたいと考えております。

委員長

はい、滞納対策課長。

滞納対策課長

補足させてください。生活保護返還金については、福祉債権収納対策課と協議を進めておりますが、直接徴収することが非常に困難な債権であります。まずはしっかりと債権管理体制を整えてもらうことで国の債権管理の基準を満たしていただければ債務者から徴収しなくても国庫負担金がいただけるという状況もございますので、まずは最低限の国の要件を満たす催告とか、戸籍調査とか、そういった体制を確立してもらえないだろうかというお願いをさせていただきました。

委員長

何かこの件で。駿河区長、ご意見あれば。

駿河区長

今、葵区長からお話があったとおりなんですけれども、このコロナ渦で今後、生活保護者が増えてくる可能性が考えられますが、債務者のほとんどが被保護者ということで、一律に他の債権と同じような形で滞納対策は考えにくいところがあるものですから、例えばモバイルとかカードとかっていうものを持っているとは思えないので、そういうような対策にしても一律に考えないで、未収金を納めるということは大事なことです。やり方を一律に考えて「準主要債権」というパターンで考えるのではなくて特殊性があるということを考えていただきたいと思えます。

委員長

清水区長、いかがですか。

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

清水区長

葵区長が言ったとおりですが、これで収納計画等をつくるという場合には、実際には区の生活支援課が関わることが多くなると思います。コロナ渦の中で生活保護に関する事案がどんどん増えていると聞いておりますので、その兼ね合いが仕事の中でどうなるかという不安が残ります。先ほど話が出ましたが、債権の管理を区でやっておりますが、各区の対応がほぼほぼ手一杯のところに来ているという心配があつて、そこを今後、どうしていくかが一番大きな課題であると思います。

委員長

いろいろ問題、課題があると思いますので、その辺は現場の意見をよく聞いた上でどういう方法ができるのかについて整理していただきたいと思いますが、もう一つ「5千万円以上とするか、1億円以上とするか」といった対象をどうするかということに関しても各委員からご意見をいただけますでしょうか。財政局長、何かお考えがあれば。

財政局長

準主要債権で5千万円以上をやるか、主要8債権を設定したときに1億円以上の未収金があるものとしたので、今、保育料は1億円を切っている中でこれを落として二つ入れるとか、そうすると8債権という考えでずっとやってきたので、単純に1億円以上ある二つの「母子寡婦」と「生活保護返還金」を主要債権に位置付けて。位置付けたときに必ず債権管理のやり方として横展開、要は収納率を上げる方策を取るか、収納に目が行っていない部分について、こういった債権にすることによって組織の体制を強化すべきと位置付けられて、そのために積極的にやらなければいけないことを局長自ら考えていただいて組織を含めた対応をしていくためには主要債権に位置付けるなり、準主要債権に入れてやっていった方がいいかなど。やり方はそれぞれの債権の特性があるので、それぞれに合ったやり方をやらざるを得ないが、ほかの債権回収が取入れていることをウチの債権に取入れられないか一緒になって情報共有しながらやっていくことも必要かなど思いますので、何らかの形で1億円で10債権にするか、5千万円以上を準主要債権とするかは、まだ議論があることと思いますので今日は結論は出ないので今年度中にこういう形ではなくてもテレビ会議的なものでご意見をいただくこともできると思いますので意見集約を図りながら債権管理委員会で検討していきたいと思います。

委員長

総務局長、組織や人の話で何かありますか。

総務局長

今まで全区長が言う組織のことについては、ある程度それぞれ職場の意向を聞いて

令和2年度 第2回 静岡市債権管理委員会 議事録

て債権管理の体制としていいんだということを最大限、総務局としても配慮してきたつもりではありますので、先ほど上下水道局長から話があったように効率性などを考えた上で組織に特別なこだわりがあるわけではないので、効率性とか一番やりやすい方法があるならば提案していただいて、できる限りそういう形で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長

このことについては、非常に滞納が増えているという現実ではありますが、一方で現場では人員の問題とかケースワークの中で困難を極めているという状況がありますのでそれらを考慮しながら徴収の実を上げていくというのは重要であると思っておりますので、是非その辺の問題点を事務局で現場の意見を聞きながらどこまでやるのか、具体的にやる場合にはどのような方法でできるのか、徴収体制をどうするかということも含めて議論を深めていただきながら次回の債権管理委員会でご提案をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日、予定されている議事は以上で終了しましたが、この際ですので何かあればお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。はい、それでは事務局にお返しします。